

香港の概況と投資環境

平成27年12月

山口銀行 国際部

目 次

1. 香港の歴史	1
2. 香港の概況	
(1) 地理的位置	1
(2) 地勢と人口	2
(3) 言語	2
(4) 通貨	2
(5) 実質 GDP 成長率	2
(6) 失業率	2
(7) 政治形態	2
3. 香港経済の動向	
(1) 主要経済指標	3
(2) 香港経済の特徴	4
4. インフラ関係	
(1) 空 港	5
(2) 港 湾	5
(3) 中国への交通連絡	5
(4) 通信	5
(5) 電気、ガス、水道	6
5. 店舗・オフィス等の賃借	6
6. 労働市場	
(1) 香港の労働市場の特徴	7
(2) 賃金動向	7
7. 香港における現地法事の設定	
(1) 設定の概略	8
(2) タックスヘイブン対応税制の改正	9
8. 日本との関係	
(1) 日本との貿易	9
(2) 日本からの進出	11
9. 香港を通じた中国への事業展開	
(1) 香港企業のビジネスネットワーク活用	11
(2) 中国市場へのゲートウェイとしての香港	11
(3) 物流・金融機能を活用した地域統括拠点の設置	11
10. 香港で開催している主要見本市	12
山口銀行香港駐在員事務所業務内容	14

1. 歴史

香港の名は、元々、香木の積出港であったことに由来する。広東語で香港をヒョンゴンと発音するが、英国人にはホンコンと聞こえ、**Hong Kong** と表記される。

香港に中国人が住み始めたのは唐の頃からと言われているが、現在のようない国際都市へと歩み始めたのは19世紀に入ってからで、1839年に始まった第一次アヘン戦争の最中、チャールズ・エリオット大佐率いる英国軍が香港島を占領し、1842年に締結された南京条約により、香港島が英国に永久割譲されたことが大きな分岐点となる。

英国は植民地経営を開始し、その後、第二次アヘン戦争後の1860年に締結された北京条約により、九龍半島南部の市街地の割譲を受け、1898年7月1日に新界及び235の島々を99年間（期限1997年6月30日）租借することが決定した。

太平洋戦争が始まった1941年の年末から1945年の3年8ヶ月の間、一時的に香港は日本の統治下となった歴史を持つが、日本の敗戦後また英国に返還された。

香港は中国人移民の受入基地、中国大陸及び海外華僑を結ぶ貿易基地として成長してきた。特に1979年の中国の改革開放政策導入以降は、複数の経済特区を擁する広東省と一体となり急速な発展を遂げた。

その後、1984年12月に香港全土の主権返還を内容とした英中共同声明が正式に調印され、1997年7月1日に50年間は現在の資本主義体制が維持されること（一国二制）を前提に、英国から中国への返還が実現された。

2. 概況

(1) 地理的位置

香港は中国大陸の東海岸、広東省の南部にあり、北緯22度17分、東経114度10分に位置。日本との時差は1時間。アジアの中心に位置しており、飛行機による各国主要都市へのおおよその所要時間は下表のとおり。

<香港国際空港発（直行便・片道）の所要時間>

都市（国名）	空港	所要時間	都市（国名）	空港	所要時間
東京（日本）	成田	約4時間30分	バンコク（タイ）	スワンナプーム	約2時間45分
名古屋（日本）	中部	約4時間50分	ヤンゴン（ミャンマー）	ヤンゴン	約3時間15分
大阪（日本）	関西	約3時間45分	ダッカ（バングラデシュ）	シャーシヤル	約4時間
福岡（日本）	福岡	約3時間15分	クアラルンプール（マレーシア）	クアラルンプール	約3時間45分
北京（中国）	北京	約3時間15分	シンガポール（シンガポール）	チャンキ	約3時間50分
上海（中国）	浦東	約2時間30分	ジャカルタ（インドネシア）	スカルノハッタ	約4時間50分
成都（中国）	双流	約2時間40分	マニラ（フィリピン）	ニノイ・アキノ	約3時間45分
ソウル（韓国）	仁川	約3時間40分	シドニー（オーストラリア）	シドニー	約9時間
釜山（韓国）	金海	約3時間30分	デリー（インド）	インディラガンジー	約6時間
台北（台湾）	桃園	約1時間40分	ロンドン（イギリス）	ヒースロー	約13時間
ハノイ（ベトナム）	ノイバイ	約2時間	ニューヨーク（アメリカ）	ニューヨーク	約16時間
ホーチミン（ベトナム）	タンソンニャット	約2時間40分	サンフランシスコ（アメリカ）	サンフランシスコ	約13時間
アムステルダム（オランダ）	アムステルダム	約2時間40分			

※香港国際空港の時刻表を参考に当事務所が作表したものであり、上記所要時間は天候等諸条件により大きく変動することがありますので、ご注意ください。

(2) 地勢と人口

香港は、香港島、九龍ならびに新界地区と約 235 の島からなり、総面積は 1,104 km² で山口県の約 6 分の 1。平野部が少なく約 8 割が丘陵地帯。

人口は 2014 年末で約 727 万人、内在留邦人は約 2 万 7 千人（2014 年外務省）。

(3) 言語

広東語、普通語（中国語の標準語）、英語

香港では日常会話は広東語が最も広く使用されているが、中国本土とのビジネスが盛んになり、また中国本土からの移民・観光客が増加しているため、ここ数年で普通語が街中で多く聞かれるようになったと言われる。

(4) 通貨

香港ドル（1 香港ドル=15.64 円 2015 年 8 月末現在）

米ドルとのペッグ制（1 米ドル=7.75~7.85 香港ドルとする目標相場圏の範囲内で変動）を導入しており、両通貨間の為替変動リスクは非常に少ない。

(5) 実質 GDP 成長率

2014 年 2.5%（2015 年第 2 四半期 2.8%）

(6) 失業率

2014 年 3.3%（日本 3.58%、米国 6.15%、中国 4.09%）

(7) 政治形態

① 行政上の地位

「中国香港特別行政区基本法（通称：基本法）」に基づく、「香港特別行政区（Special Administrative Region）」として中国の一行政区に当たる。

② 統治の特徴

基本法において、中国返還後 50 年間の高度自治「港人治港」（※1）と、資本主義の継続、すなわち中国本土とは異なり、香港は市民生活やビジネス活動等については従来通りの体制を維持するという「一国二制」（※2）が保証されている。

（※1）「港人治港」

- ・香港人による香港統治を基本とする。
- ・行政長官や行政区政府高官については、中国本土からの起用を阻むため、厳しい資格要件（香港への連続 20 年以上の居住、外国に居留権を持たない、香港特別行政区永住民等）が定められている。

（※2）「一国二制」

「一国」＝中国、「二制」＝社会主義（中国本土）と資本主義（香港）

- | | |
|------------|---------------------|
| ・独立した租税制度 | ・関税自治区としての独立 |
| ・独立した金融政策 | ・私有財産の保護 |
| ・香港ドルの流通 | ・国際金融センターの地位維持 |
| ・為替管理を行わない | ・中国の法律は基本的なもの以外適用除外 |
| ・自由貿易制度の存続 | |

3. 香港経済の動向

(1) 主要経済指標

年	2012	2013	2014	2015 予測/最新						
人口 (万人)	718	722	727	730 a						
実質 GDP 成長率 (%)	1.7	3.1	2.5	2.0~3.0 b						
消費者物価指数 (%)	+4.1	+4.3	+4.4	+3.7 c						
失業率 (%)	3.3	3.4	3.3	3.2 d						
小売売上高成長率 (%)	+9.8	+11.0	-0.2	-1.6 c						
訪問者数成長率 (%)	+16.0	+11.7	+12.0	+2.8 c						
a : 2015 年中間、b : 2015 年政府見通し、c : 2015 年 1~6 月前年同期比、d : 2015 年 4~6 月実績										
年	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015 Q2
実質 GDP 成長率	7.0	6.5	2.1	-2.5	6.8	4.8	1.7	3.1	2.5	2.8

(出典：香港政府統計局)

- ・2014 年の香港経済は、9 月 28 日から 79 日間続いた「真の普通選挙」を求める大規模デモ（以下、「占中（チェンチュウ）」）の影響から小売業が大きく影響を受け、3 年連続の低成長となった。但し、雇用不安、物価の急激な上昇はなく、社会不安は起こっていない。
- ・2015 年上半年（1~6 月）においても小売売上高は前年同期比 1.6%減となっており、小売市況の更なる悪化が鮮明化している。
- ・香港を訪れる旅行者の消費が香港の小売売上高に占める割合は約 6 割であり、その旅行者の内約 8 割が中国本土からの旅行者である。中国政府が掲げる「節約令」により高額品消費が減少している他、「占中」や「反水貨客」（紙オムツ、粉ミルク等の日用品転売業者（運び屋）に対する排斥運動）といった反中運動の激化により中国本土人の香港へのイメージが悪化し、更には香港ドルの上昇や中国本土からの旅行者を呼び込もうとする周辺国・地域の働きかけもあり、香港を避けて他地域に旅行する中国本土人の動きが広がっている。現状の小売業の不振は、中国本土客の香港離れも一因と言え、その動向には今後も注視していく必要がある。

<2014 年アジア各国の GDP・1 人当たり名目 GNI 比較>

GDP			1 人当たり名目 GNI		
世界順位	国名	金額(百万米ドル)	世界順位	国名	金額 (米ドル)
2	中国	10,360,105	16	シンガポール	55,150
3	日本	4,601,461	31	日本	42,000
9	インド	2,066,902	34	香港	40,320
13	韓国	1,410,383	42	韓国	27,090
16	インドネシア	888,538	86	マレーシア	10,660
32	タイ	373,804	101	中国	7,380
35	マレーシア	326,933	118	タイ	5,410
36	シンガポール	307,872	139	インドネシア	3,650
38	香港	290,896	142	フィリピン	3,440
40	フィリピン	284,582	161	ベトナム	1,890
55	ベトナム	186,205	169	インド	1,610

(出典：世界銀行 World Development Indicators database, 1 July 2015)

(2) 香港経済の特徴

①レッセフェール（自由放任）政策により、政府による規制が極めて少ない自由都市

- ・一国二制の採用により、英国統治時代のレッセフェール政策が踏襲されており、市場経済の原理に任せ、政府は必要以上に規制を加えない。情報統制も少ない。
- ・1973年に為替管理法が撤廃されており、香港では資金調達、通貨交換、海外からの送金、海外への送金等が自由に行える。
- ・参入障壁が低く、外資企業であろうと同じルールで競うことが可能。

②シンプルで税率の低い税制

- ・源泉地基準を採用し、香港域内源泉のみが課税の対象であり、全世界所得が対象とならない。
- ・法人への課税は事業所得税のみであり、一律16.5%。
- ・個人への課税は個人所得税のみであり、実質最高15.0%。
- ・交際費の全額損金参入
- ・税務上の赤字に対する無期限繰越
- ・キャピタルゲインに対し非課税（長期保有資産の売却益等）
- ・株式配当に対し非課税
- ・認可銀行の預金利子に対して非課税
- ・相続税なし
- ・付加価値税（消費税）なし

③一般物品に関税が課せられない、いわゆる保税都市

- ・酒類（※）、たばこ、炭化水素オイル（ガソリン等）、メチルアルコール（化粧品等の混合物含む）の4品目を除き、殆どの輸入物品に関税が課せられない。
（※）ワイン及びアルコール度数30%未満の酒類は免税。
- ・香港には貿易規制措置は殆どなく、戦略物資、医薬品、繊維品等の一部の製品を除き輸出入許可は不要。また、認可を必要とする場合も、手続きは簡素化されており、短期の内に認可を取得できる。
- ・但し、香港では、域内における自動車の絶対数を制限するために、新規に自動車を購入、或いは海外から新車・中古車を輸入した場合、非常に高額の自動車初回登録費用（車両価格の40～115%）が課せられる。

④世界・アジアのハブ

香港は英国統治時代から自由で規制が少なく、また低税率の経済体制のもと、世界・アジアにおける金融センター、貿易・物流センターとしての地位を維持してきた。

⑤産業構造の偏在

香港の主要産業は、商業、金融、不動産業、観光、運輸・通信等で、製造業は既にその生産拠点を中国本土等に移転しており、サービス産業がGDPの約9割。

4. インフラ関係

(1) 空港

香港国際空港（チェックラプコク空港）は、1998年7月に開港。空港運営団体による国際組織である国際空港評議会によれば、2014年に世界で最も航空貨物取扱量が多かった空港が香港国際空港であり、2010年以降5年連続の1位、年間取扱量は442万トン。

（2位 メンフィス国際空港（米国）426万トン、3位 上海浦東国際空港（中国）318万トン、4位 仁川国際空港（韓国）256万トン、8位 成田国際空港（日本）213万トン）

(2) 港湾

香港港湾は、葵涌・青衣コンテナターミナル、内河ターミナル、沖荷役作業区で構成され、香港港湾全体のコンテナ取扱量の約8割を葵涌・青衣コンテナターミナルで取り扱っている。同ターミナルでは、主に基幹航路のコンテナ船向け荷役作業を行っており、大型コンテナ船が寄港できるバースを保有している。

2014年のコンテナ取扱量は2,042万TEU（20フィートコンテナ換算）で世界4位（1位 上海、2位 シンガポール、3位 深圳）。香港は中国南部の輸出基地、東南アジア地域の物流センターとして、多くの海運会社が香港と世界を結ぶ定期航路を運営している。

(3) 中国への交通連絡

香港国際空港からは中国本土の約60都市に向けて就航しているほか、香港－広州間を結ぶ直通列車や、香港と広東省主要都市を結ぶ高速バスが発着している。また香港からは珠江デルタの各都市（マカオ、広州、中山、南沙、珠海、東莞等）をはじめ中国の約20都市に向けフェリー便が往来している。さらに、香港・マカオ・珠海の三地間をY字型に結ぶ「港澳珠大橋」が工事中であり、開通すればこれまでフェリーで往来していた香港－マカオ、香港－珠海間が陸路で結ばれ、人や物の流通に選択肢が広がる。また、広州・深圳・香港を結ぶ広深港高速鉄道の香港区間が完成すれば、中国全土の高速鉄道網に接続され、経済の一層の緊密化が図られると期待されている。

(4) 通信

世界最先端の通信インフラが整備され、料金も日本に比べ低価格である。

①固定電話

香港内の電話料は月額基本料金のみで、何時間、何回かけても通話料金は無料。公衆電話の通話料金も日本と比較して安く、5分間で1香港ドル（約15.64円）である。

②携帯電話

香港の携帯電話加入者数は約1,709万件（2014年7月時点）で、総人口に対する普及率は約235%に当たる。トンネルや地下鉄内でも利用可能。

③インターネット・ブロードバンド

香港のインターネット・ブロードバンド加入者数は約225万人（2014年9月時点）で、総人口に対する普及率は約30.9%に当たる。公共のWi-Fiサービスが利用できる場所は2014年9月時点で28,656ヶ所を超えており、更に増加傾向にある。

(5) 電気、ガス、水道

電力は十分な電力供給が行なわれており、停電の心配はなく、料金設定も日本より低い水準。都市ガス、上下水道も都市部全域に供給されている。

＜一般用（家庭用以外の用途）電気料金（中華電力有限公司）＞

月間使用量（基本料金）	1ユニット当り料金	円換算額（@15.64円）
5000ユニットまで	0.970 香港ドル	15.17 円
5000ユニットを超える部分	0.962 香港ドル	15.04 円

（1ユニット=1kw/h）※別途、燃料サーチャージ1ユニット当り 0.270 香港ドル（約 4.2 円）

5. 店舗・オフィス等の賃借

店舗、オフィス等は民間不動産会社からの賃借が普通である。香港の商業地域には十分なオフィスビルの供給があり、ビルによっては個々のユニットが分譲されており購入も可能である。ビルの購入に関して外国人に対する制限等はない。

香港の不動産賃借料は世界有数の高水準にある。2003年には新型肺炎の影響によりオフィス賃借料は前年比 13%程度下落したが、その後景気回復に伴い上昇を続けた。金融危機の 2009 年に一度下落に転じたものの、2010 年以降急激な上昇が続いている。

＜オフィス賃借料の推移（1999年の賃借料平均を 100 とした指数）＞

2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015年6月
117.4	131.9	155.5	135.7	147.6	169.9	188.3	204.1	213.7	226.8

（出典：Hong Kong Property Review）

＜民間オフィスのエリア・グレード別賃借平均価格・分譲価格（2014年）＞

（上段 HK ドル/m²:下段千円/m²）

エリア名	グレード A		グレード B		グレード C	
	賃借	分譲	賃借	分譲	賃借	分譲
上環	750	(171,027)	437	150,484	367	144,425
	11.7	(2,675)	6.8	2,354	5.7	2,259
セントラル	1,013	353,514	686	242,180	556	203,810
	15.8	5,529	10.7	3,788	8.7	3,186
湾仔・銅鑼湾	689	(264,596)	492	203,551	450	167,733
	10.8	(4,138)	7.7	3,184	7.0	2,623
北角・鯉魚湾	475	(163,290)	378	130,263	405	144,823
	7.4	(2,554)	5.9	2,037	6.3	2,265
尖沙咀	530	194,712	434	174,196	449	154,445
	8.3	3,045	6.8	2,724	7.0	2,416
油麻地・旺角	661	—	434	144,847	374	147,914
	10.3	—	6.8	2,265	5.8	2,313

（注）・賃借は1ヵ月当りの価格（円価額は1HKドル=15.64円で換算）

・販売価格および賃借料は暫定値。括弧内数字はデータが5件以下のもの

（出典：Hong Kong Property Review）

一方、「商务中心」と呼ばれる貸オフィスを利用する企業も増えている。「商务中心」は電話・ファックスや机・椅子等があらかじめ備え付けられ、秘書サービスや電話転送サービスが受けられるもの。香港ではオフィスを借りる場合、入居当初に内装費用を借主が負担し、退去時には原状復帰するというのが一般的な賃貸契約であるが、「商务中心」であればそういったコストを回避でき、ランニングコストも抑制できることから、小規模な事務所の開設に適している。

＜「商务中心」具体例＞

サービス提供会社	小規模オフィスの賃貸を伴うもの		サービスの提供のみ		場所
	費用	サービス内容	費用	サービス内容	
A社	626千円 ～1,251千円	各室IP電話、インターネット、秘書サービス、会議室、家具、FAXプリンター、掃除、Wi-Fi	39千円 ～47千円	住所登録、電話受付、電話・FAXの転送ほか	中環 (香港島)
B社	156千円 ～469千円	各人に電話回線、各室FAX、インターネット、家具、掃除	7千円 ～9千円	住所登録、電話受付、FAX・郵便物到着通知ほか	尖沙咀 (九龍)
C社	70千円 ～94千円	各室電話回線、インターネット、共用FAX、家具、掃除	3千円 ～5千円	住所登録、電話受付、FAX・郵便物到着通知ほか	太子 (九龍)

(注)賃貸は1ヵ月当りの価格 (円価額は1HK\$=15.64円で換算)

(資料：当事務所ヒアリングによる)

6. 労働市場

(1) 香港の労働市場の特徴

- ・香港の総労働人口は約388万人(内就業人口375万人)で、一般的に勤勉で適応力が高い。
- ・人材斡旋会社、新聞広告その他の方法で自由に求人が可能。
- ・労働時間、有給休暇、産休等については法律の規定がある。また労災保険の制度も整備されている。労働争議等は事実上殆ど発生していない。
- ・転職社会である。自らのキャリアのために若年層を中心に転職が盛んに行なわれる。
- ・香港人は通常広東語を話す、広東語以外に普通話、英語、日本語等複数の言語を話せる人材が豊富。

(2) 賃金動向

職種別の賃金水準、上昇率については下表の通りで、物価変動を勘案した実質賃金指数はここ数年落ち着いているといえる。ただし、貿易・金融など一部の分野や専門職では2003年のSARS後の景気回復期において賃金が大きく上昇し、所得格差が生じるとされる。尚、現在の法定最低賃金は時給32.5香港ドル(約508円)(2015年5月1日以降)であり、随時香港政府による水準の見直しがある。

＜ 実質賃金上昇の推移＞

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
中級管理職・専門職	120.5	119.2	116.4	116.5	117.0	117.7	117.7	118.8
上記以外	115.8	115.3	114.4	121.7	127.1	118.9	118.7	115.7

※中級管理職・専門職は 1995 年 6 月の賃金を 100 とした指数

上記以外は 1992 年 9 月の賃金を 100 とした指数

(出典：香港政府統計局)

＜職種別平均的月額給与水準（2015 年 3 月現在）＞

職 種	香港ドル	円換算額（千円）
会計主任	23,636	370
事務主任	22,574	353
ビル管理主任	16,943	265
調理師	15,989	250
運転手	15,695	245
受付・電話交換手	14,276	223
事務員	12,943	202
ウェイター	11,551	181
皿洗い	11,109	174

円換算額は 1 香港ドル=15.64 円

(出典：香港政府統計局資料)

7. 香港における現地法人の設立

(1) 設立の概略

香港における日本の株式会社に対応する「有限公司」の設立方法の概略は以下のとおりである。設立については、会計事務所、弁護士事務所等が代行しており、費用等については業者によって異なるが、設立手続きのみの場合、HK\$10,000～HK\$30,000（約 156 千円～469 千円）程度で依頼できる。

資本金	授權資本金額	最低 HK\$10,000.00
	払込み資本金額	最低 HK\$1.00
株主	最低 1 名（法人、個人、香港の非居住者でも可）	
役員	最低 1 名（株主と同じ者が兼務してもかまわない）	
会社秘書役	法律上の秘書役で登記事項の作成・申告を担当する者を意味する。	
決算	毎年 1 回、初回のみ設立日から 18 ヶ月以内。	
社名	英文名が正式名だが、漢字名を付けることも可能。 末尾に LIMITED(有限公司)を付ける必要がある。 すでに登記されている社名は使用できない。	

設立方法

① シェルフカンパニーの購入

法律上の条件を満たした、設立済未稼働の法人を購入して株主、役員等の変更を行

う。未稼働のため債務等の心配はない。新規設立よりも稼働までの時間を短縮することが可能。シェルフカンパニーは会計事務所、弁護士事務所等で販売している。

シェルフカンパニーにおける会社定款は、想定されるあらゆる業務内容を盛り込んで作成されているため、定款上での業務制限を受けることはほとんど無い。

②新規設立

自分の希望する社名を用いて新規に設立登記を行う。設立までに約1ヶ月程度必要。

(2) タックスヘイブン対応税制の改正

日本の2010年度（平成22年度）税制改正において、タックスヘイブン対応税制の適用要件が改正されており、一定条件（※）を満たす「統括会社（持ち株会社）」は、その主たる事業が株式・債権の保有であっても適用除外と認められ、合算課税を免れることになった。

（※）タックスヘイブン対策税制上の統括会社の条件

- ①内国法人（日本の親会社）が、株式の100%を直接的・間接的に保有。
- ②2つ以上の被統括会社（孫会社）の株式（25%以上）等を保有し、その被統括会社事業を統括する一定事業を行っていること。
- ③所在地国において、統括事業を行うための固定的施設と従業員を要すこと。

8. 日本との関係

(1) 日本との貿易

香港にとって日本は中国本土、米国に次ぎ第3位の貿易相手国である。2014年の日本への輸出は1,315億香港ドル（2兆567億円 前年比2.8%減）、輸入は2,889億香港ドル（4兆5,184億円 前年比0.9%増）で対日赤字となっている。

日本にとっての香港は、農林水産物の最大の輸出先である。2014年農林水産省統計によれば、農林水産物の輸出総額6,117億円の内、香港は1,343億円で全体の22%を占め国・地域別で1位である（2位米国、3位台湾、4位中国、5位韓国）。

香港政府は自由貿易政策を推進しており、原則として貿易障壁は存在しない。香港に輸入される物品には関税は課されず、輸入許可の手続きは最小限に抑えられており、通関手続き上の制限も、公衆衛生や安全・保全上で必要な場合に原則限られている。一般的な食品について言えば、輸入者が行う輸入申告も輸入後14日以内に行えばよく、事前の輸入許可は必要としない。但し、下表のとおり、主に食品衛生上の観点から貿易規制が規定されている食品・地域等があり注意を要す。※尚、貿易規制は都度変更されるため、取引開始時には詳細及び最新情報の確認をお願い申し上げます。

品目	注意が必要な事項
米	<ul style="list-style-type: none"> ・香港では、米は備蓄品目の対象となっているため、輸入者は、香港工業貿易署への在庫保有者の登録と同署からの輸入ライセンス（発行日より6週間、1回の輸入に限り有効）の取得が必要である。 ・日本側では、事前に地方農政局等に輸出数量の届出が必要。 ・カドミウム、クロム含量は、各0.1ppm及び1ppmを超えてはならず、日本の基準値と異なるため注意が必要である。

牛乳・乳製品・ 冷凍菓子	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入ライセンスは必要なし。 ・但し、製造元に関する書類やサンプルを事前提出し香港食物環境衛生署から事前許可を受ける必要がある。店舗における販売についても許可証の取得が求められる ・牛乳、乳製品、冷凍菓子の表示は、その他の食品が求められる表示の他に、内容物を処理した者の氏名と住所、内容物の加熱処理方法等の追加的な表示が求められる。
食肉・食肉加工 品及び畜産物	<ul style="list-style-type: none"> ・冷凍またはチルドの牛肉、豚肉、鶏肉の輸入については、輸入者は検疫証明書や食品衛生証明書等を提出の上、香港食物環境衛生署から輸入ライセンスを取得する必要がある。 ・日本の輸出者は、農水省動物検疫所にて動物検疫の受検が必要。 ・香港政府が求める条件を満たす施設として厚生労働省が認定したと蓄場及び食肉処理場からのみ、輸出が可能。
水産物及び水産 加工品	<ul style="list-style-type: none"> ・水産物については、原産国の保健当局によって発行された食品衛生証明書を準備することを強く推奨しており、衛生証明書が提出されない場合はサンプル検査の対象となる。
アルコール飲料	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール度数 30%以上の酒類（ブランデー、ウイスキー、ジン、ラム、ウォッカ等）は、輸入ライセンスと倉庫ライセンスが必要。 ・ワイン及びアルコール度数 30%以下の酒類（日本酒を含む）の輸入について、物品税は免税扱いで、輸入に際し商品の輸入・保管・移動のためのライセンス・許可取得の必要なし。
食品共通	<p>(1) ラベル表示規制 全ての包装食品は、判りやすい文字で、下記を中国語、または英語、或いは両言語での表示が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品の名称 ・原材料（重量または容量の多い順に並べた成分の一覧） ・消費期限或いは賞味期限 ・保存方法または使用方法 ・製造者または包装業者の名称と住所 ・食品の内容量（個数、重量或いは容量） ・アレルギーを含む場合は成分一覧に表示 ・全ての食品添加物は、その機能区分別（酸味料、酸化防止剤、色素、調味料、防腐剤、甘味料等）に名称と食品添加物国際登録固有番号を表示 <p>(2) 栄養成分表示 公衆衛生の一環として 2010 年 7 月から包装済み食品に関して、熱量と 7 種の栄養成分（熱量、蛋白質、総脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、有効炭水化物、糖分、ナトリウム）の表示が義務化されている。また、食品がアレルギーになる原材料を含む場合は、その原材料名を食品成分一覧に表示する必要がある。</p> <p>(3) 食品添加物 人工甘味料の甘草（ステビアは平成 24 年度より使用可能）、着色料の紅麴色素等、日本では使用可能であるが香港では使用が認められていない食品添加物がある。</p>
福島第一原発事 故に伴う規制措 置（平成 27 年 8 月 7 日現在）	<p>対象県 : 福島、群馬、栃木、茨城、千葉（5 県）</p> <p>輸入停止品目 : 野菜、果実、牛乳、乳製品、粉ミルク</p> <p>放射生物質検査証明書 : 食肉（卵を含む）、水産物</p> <p>サンプル検査 : 加工食品</p>

（出典：農林水産省「海外貿易制度等調査」）

(2) 日本からの進出

香港政府は香港経済の発展、産業の高度化のために海外からの投資を歓迎している（特にハイテク、IT 部門、環境・省エネ部門）。香港には外資導入規制は殆どなく、業種も公共部門（水道、鉄道等）、金融、危険物の製造・販売等以外であれば自由に進出可能。

2013 年 6 月の香港政府投資推進署（インベスト香港）の調査によれば、香港に進出している日本企業の数 は 1,389 社（前年比 14%増、内訳：地域統括本部 245 社、地域支社 484 社、現地事務所 660 社）。同調査によれば、親会社が海外、中国本土、または台湾にあり（※）、香港で事業を営んでいる世界企業は 2013 年 6 月時点で過去最高の 7,449 社（前年比 2.7%増）であり、その内、国・地域別で日本企業の 1,389 社は、進出企業数で 12 年振りの 1 位となり香港経済界で話題となった。（2 位 米国 1,339 社、3 位 中国本土 901 社、4 位 英国 586 社）

（※）親会社が海外にあるという前提条件を外せば、日系企業は 2,000 社を超えられている。因みに、日本人商工会議所の会員企業数は 2015 年 7 月時点で 667 社。

9. 香港を通じた中国本土への事業展開

(1) 香港企業のビジネスネットワーク活用

中国人社会は人の繋がりで成り立つ社会と言われている。香港企業は早くから中国本土へ進出してきたことから、中国におけるビジネスネットワークを形成している。日本企業の香港企業との連携は、自由で発達した経済や透明性の高い法制度を持つ香港のインフラを利用し、中国本土での事業展開を図る上でのリスクを軽減しつつ、香港企業の中国ネットワークを活用して、中国ビジネスを効率的に推進する効果が期待できる。

(2) 中国市場へのゲートウェイとしての香港

香港の人口は約 727 万人でありそれ自体それほど大きな市場とは言えないが、2003 年 7 月から中国本土からの個人旅行が順次解禁されたことにより、2014 年の中国からの旅行者は（今後の増減に注視する必要があるものの）年間 4,720 万人に達した。また、香港を訪れる旅行者の約 8 割を中国本土客が占める状況は大変特徴的である。香港を中国本土へのゲートウェイとして捉え、同じ中華圏、かつ中国本土人が多く訪れる香港で消費者のニーズを把握することは、中国本土で本格展開をする上での試金石として有効である。

(3) 物流・金融機能を活用した地域統括拠点の設置

香港は世界各国の金融機関が営業展開する世界有数の金融センターであるほか、港湾施設、空港等の物流機能においても、高い競争力を有している。また、人民元の国際化の進展に伴い、人民元オフショアセンターとして中核的な役割を果たしている。中国のインフラが整いつつあるとはいえ、金融機能の充実、物流における総合的な利便性、法務・会計を含むコンサルティング機能において、香港は中国本土に比してまだ優位にある。

中国もしくはアジア全体を統括する拠点は、香港に約 1,400 社あるといわれ、人民元取引の拡大もあり、自由な資金移動が可能な環境を利用して地域内のグループ企業の資金を香港に集中し、効率的な資金管理を行っている。

10. 香港で開催している主要見本市（2014年11月～2015年10月）

見本市名	場所	期間
2014年		
香港国際ワイン&スピリッツ・フェア 2014	HKCEC	11/6～11/8
コスモプロフ・アジア（コスメ、健康食品、美容院用品）	HKCEC	11/12～11/14
香港国際ジュエリーマニュファクチャージャショー	HKCEC	11/27～11/30
アグリプロ・アジアエキスポ 2014（フルーツ&野菜、シーフード、肉類、オーガニック製品）	HKCEC	12/4～12/6
世界の中小企業見本市	HKCEC	12/4～12/6
第12回香港メガショーケース（ファッション、アクセサリ、家庭用品、電子製品、自動車）	HKCEC	12/25～12/28
第12回香港フードフェスティバル	HKCEC	12/25～12/29
2015年		
香港国際文具展	HKCEC	1/12～1/15
第41回香港玩具展	HKCEC	1/12～1/15
香港国際ライセンスショー	HKCEC	1/12～1/15
香港ベビー用品フェア	HKCEC	1/12～1/15
LOHAS エキスポ 2015（サプリメント食品・飲料、ヘルスケア他）	HKCEC	2/5～2/7
教育及職業博覧会	HKCEC	2/5～2/8
香港毛皮・ファッション国際見本市	HKCEC	2/25～2/28
香港国際ダイヤモンド・ジュエル&パール・ショー2015	AWE	3/2～3/6
香港国際ジュエリーショー	HKCEC	3/4～3/8
CARTERS（カルト）Asia 2015（カード関連の展示会）	HKCEC	3/18～3/19
香港国際フィルム&テレビマーケット	HKCEC	3/23～3/26
APLF-MM&T（原皮、レザー、皮革及び関連機器）	HKCEC	3/30～4/1
ファッションアクセス 2015（ファッションアイテム全般）	HKCEC	3/30～4/1
中国ソーシングフェア（エレクトロニクス&関連機器）	AWE	4/11～4/14
香港エレクトロニクスフェア（春季）	HKCEC	4/13～4/16
第30回香港家庭用品フェア	HKCEC	4/20～4/23
第30回ギフト&プレミアムフェア	HKCEC	4/27～4/30
中国ソーシングフェア（ファッション、アクセサリ）	AWE	4/27～4/30
中国ソーシングフェア（衣類・繊維・衣料）	AWE	4/27～4/30
中国ソーシングフェア（ギフト&プレミアム）	AWE	4/27～4/30
HOFEX 2015（国際総合食品見本市）	HKCEC	5/6～5/9
第18回香港国際教育展	HKCEC	5/23～5/24
ITE&MICE HONG KONG（観光、旅行、ホテル、サービス）	HKCEC	6/11～6/14
アジアン アトラクション エキスポ 2015（各種ゲーム、乗り物、食品・飲料）	HKCEC	6/17～6/19
6月ジュエリー&ジュエルフェア（宝石、貴金属類）	HKCEC	6/25～6/28
Senior Expo Asia 2015（高齢者向け製品・サービス）	HKCEC	7/3～7/5
第19回香港国際教育展	HKCEC	7/4～7/5
香港ファッション・ウィーク 春/夏	HKCEC	7/6～7/9
香港ウェディング・バンケット&ウェディング・サービス・エキスポ 2015	HKCEC	7/10～7/12
香港ウェディング&ウェディング・アクセサリ・エキスポ 2015	HKCEC	7/10～7/12
香港ブックフェア	HKCEC	7/15～7/21

香港国際ペット・アクセサリ・エキスポ	KITEC	7/24～7/26
香港ハイエンド・オーディオ／ビジュアル・ショー	HKCEC	8/7～8/9
漢方博覧会／現代漢方&ヘルスケア製品展・国際会議	HKCEC	8/13～8/15
第26回フードエキスポ2015	HKCEC	8/13～8/17
香港国際ティーフェア（茶、茶関連商品）	HKCEC	8/13～8/17
香港家電&日用品展	HKCEC	8/13～8/17
第26回香港ブックフェア	HKCEC	8/15～8/21
第2回ナチュラル&オーガニック・プロダクツ・アジア	HKCEC	8/26～8/28
インティメイト・ランジェリー・アジア	HKCEC	8/27～8/29
第80回 秋／冬 ウェディング・サービス&バンケット・エキスポ（オーバーシーズ・ウェディング、ハネムーン&バケーション・フィエスタ併設）	HKCEC	8/28～8/30
ビタフード・アジア（栄養補助食品、機能性食品）	AWE	9/2～9/3
アジア・フルーツロジスティカ（アジア国際果実・野菜マーケティング展）	AWE	9/2～9/4
シーフード・エキスポ・アジア	HKCEC	9/8～9/10
レストラン&バー香港2015	HKCEC	9/8～9/10
香港ウォッチ&クロック・フェア	HKCEC	9/8～9/12
アジア・ファッション・ジュエリー&アクセサリ・フェア	AWE	9/16～9/19
香港ジュエリー&ジェムフェア（素材・半製品）	AWE	9/16～9/20
香港ジュエリー&ジェムフェア（完成品）	HKCEC	9/18～9/22
第18回ウェディング・ショーケース2015	HKCEC	9/26～9/27
ファッションアクセス	HKCEC	10/7～10/9
カシミアワールド	HKCEC	10/7～10/9
国際コンポーネント・アセンブリ・エレクトロニクス製造専門見本市（electronicAsia 2015）	HKCEC	10/13～10/16
グローバルソースギフト&ホームショー（ギフト&プレミアム、ホーム用品等）	AWE	10/18～10/21
メガショー パート1（ギフト、家庭用品、おもちゃ等）	HKCEC	10/20～10/23
メガショー パート2（アジア文房具、贈答、ホームデコレーション等）	HKCEC	10/27～10/29
ファッションアクセサリ&履物、アパレル&材料、下着&水着展	AWE	10/27～10/30
香港国際ライティングフェア2015	HKCEC	10/27～10/30
グローバルソースファッションショー	AWE	10/27～10/30
国際環境保護トレードフェア（Eco Asia）	AWE	10/28～10/31
香港国際建築資材・装飾資材・機械設備展	AWE	10/28～10/31
香港眼鏡展	HKCEC	11/4～11/6
香港国際ワイン&スピリッツフェア	HKCEC	11/5～11/7
コスモプロフ・アジア2015（美容関連見本市）	HKCEC	11/11～11/13
中国国際新エネルギー自動車展覧会	AWE	11/25～11/27
香港国際宝石製造業者展覧会	HKCEC	11/26～11/29

HKCEC：香港コンベンション&エキシビション・センター

AWE：アジアワールド・エキスポ（亜洲国際博覧館）

KITEC：カオルーンベイ・インターナショナル・トレード&エキシビション・センター

※見本市は予定が変更になる場合もありますのでご留意ください。

山口銀行 香港駐在員事務所

所在地： RM 403, 4/F, FAR EAST FINANCE CENTER,
16 HARCOURT ROAD, HONG KONG

電話： 852-2521-7194

F A X： 852-2810-4902

業務内容

- ・ 香港、広東省進出に係る各種ご相談、弁護士・会計士等斡旋
- ・ 貿易に関する調査、情報収集等

本件に関する問合せ

山口銀行 国際部 国際営業推進グループ

アジア貿易投資相談所

所在地： 山口県下関市竹崎町 4 丁目 2 番 36 号

郵便番号： 750-8603

電話： 083-223-1494

F A X： 083-232-6312

<http://www.yamaguchibank.co.jp>

本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成しておりますが、その正確性ならびに完全性を保証するものではありません。あくまでも情報の提供を目的とするものであり、何らの投資、勧誘を行うものではありません。参考としてご利用いただき、経営上の決定はお客様ご自身の判断で行われるようお願いいたします。内容について（株）山口銀行は一切責任を負いません。